西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、交通事業者の人材確保及び人材育成を支援し、新規雇用の促進、持続可能な公共交通の構築及び活性化を図るため、従業員の第２種運転免許取得に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　交通事業者　道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の許可のうち、同法第３条第１号の種別を有する事業者をいう。

　⑵　バス事業者　道路運送法第４条の許可のうち、同法第３条第１号イ又はロの種別を有する事業者をいう。ただし、ロについては、本市からスクールバスの運行の委託を受けている事業者に限る。

　⑶　タクシー事業者　道路運送法第４条の許可のうち、同法第３条第１号ハの種別を有する事業者をいう。

　⑷　第２種運転免許　道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第４項に規定する運転免許をいう。

　⑸　指定自動車教習所　道路交通法第99条に基づき指定された自動車教習所をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

　⑴　市内を営業区域として現に運行している交通事業者であること。

　⑵　営業区域としている市町村の税に未納がないこと。

　⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営している又は関係を有している事業者でないこと。

　（補助対象経費等）

第４条　補助の対象となる経費は、補助対象者の従業員であって、市内の営業区域の運行に従事するもの（以下「補助対象従業員」という。）が取得する大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許のいずれかの第２種運転免許の取得に要した経費のうち、指定自動車教習所の教習料並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費とする。

２　補助対象者は、補助金の交付を申請する時点において、補助対象従業員を６月以上継続して雇用しているものとする。

３　この要綱による補助は、大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許のいずれかの第２種運転免許について、補助対象従業員１人につき１回限りとする。

４　この要綱により補助対象従業員として補助金の交付対象となった者は、他の補助対象者の従業員になり補助対象従業員の要件を満たしたとしても、前項の規定に基づき補助の対象にしない。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者について、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　⑴　バス事業者　補助対象従業員１人につき、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、補助限度額は、27万円とする。

　⑵　タクシー事業者　補助対象従業員１人につき、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、補助限度額は、15万円とする。

２　補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除する。

　（補助金の申請期限）

第６条　補助金の申請期限は、次の各号に掲げる補助対象従業員について、当該各号に定める期限とする。

　⑴　雇用期間６月経過後に第２種運転免許を取得した補助対象従業員　第２種運転免許を取得した日（以下「取得日」という。）から30日以内又は取得日の属する年度の３月31日のいずれか早い日

　⑵　雇用期間６月未満で第２種運転免許の取得した補助対象従業員　雇用期間が６月に達した日（以下「６月到達日」という。）から30日以内又は６月到達日の属する年度の３月31日のいずれか早い日

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

　⑴　西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金交付申請書（別記第１号様式）

　⑵　事業実績書（別記第２号様式）

　⑶　一般旅客自動車運送事業許可証の写し

　⑷　市内を営業区域とするとともに、現に運行していることが分かる書類

　⑸　営業区域としている市町村の税完納証明書（未納がないことの証明）

　⑹　補助対象従業員を６月以上雇用していることを証明する書類

　⑺　補助対象従業員の運転免許証の写し

　⑻　対象経費を積算した資料

　⑼　対象経費の支出を確認できる領収書の写し

　⑽　誓約書（別記第３号様式）

　⑾　その他市長が必要と認めるもの

　（交付決定の通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金額を決定し、西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により通知するものとする。

　（補助金交付の請求）

第９条　前条の規定により交付決定の通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金請求書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の交付）

第10条　市長は、前条の請求があったときには、補助金を補助対象者に交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の不決定とし、又は既に決定したときは決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　⑴　虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

　⑵　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の決定により決定を取り消したときは、西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金取消通知書（別記第６号様式）により通知する。

　（補助金の返還）

第12条　前条の交付決定の取消しにより、補助金の返還が生じたときは、西之表市交通事業者第２種運転免許取得支援事業費補助金返還通知書（別記第７号様式）により返還を命ずるものとする。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。